

【法人の事業について】

認定規則第45条第4号

事業 年度	自	令和8年4月1日	法人コード	A017908
	至	令和9年3月31日	法人名	公益財団法人報恩同志会

1. 事業の一覧

(1) 公益目的事業

事業番号	事業名等
公 1	当法人は、報恩感謝を念とし、峻厳なる自己反省を行じて、宇宙の真理を体得することにより、健康で豊富、明朗な社会を造り、節度と責任を重んずる平和な民主主義日本国の建設に貢献することを目的として行う下記事業。 修養道場の運営 修養講演会、座談会の開催 雑誌「修養」の刊行、修養図書の出版

(2) 収益事業等

(1) 収益事業

事業番号	事業名等
収	

(2) その他の事業 (相互扶助等事業)

事業番号	事業名等
他	

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 1	当法人は、報恩感謝を念とし、峻厳なる自己反省を行じて、宇宙の真理を体得することにより、健康で豊富、明朗な社会を造り、節度と責任を重んずる平和な民主主義日本国の建設に貢献することを目的として行う下記事業。 1. 修養道場の運営 2. 修養講演会、座談会の開催 3. 雑誌「修養」の刊行、修養図書の出版 4. その他目的を達成するために必要な事業	95.7

〔1〕事業の概要について（注1）

1. 事業の目的、趣旨

当法人は、報恩感謝を念として峻厳なる自己反省（修養のこと、広辞苑によれば修養とは精神を錬磨し、優れた人格を形成するように努めること。）を行じて、宇宙の真理（自然の摂理のことで、自然の摂理には、人の誕生から死までの全ても含まれます。）を身に付けることにより、健康で豊富、明朗な社会を造り、節度と責任を重んずる平和な民主主義日本の建設に貢献することを目的とします。

自分に厳しい修養に励む為に、教育勅語の12の徳目やその他の道徳に沿った生活を送ることを推奨し、失敗した場合には、教育勅語の12の徳目やその他の道徳に照らして、自分を厳しく反省し、改善出来きたならば、それを他の人と共有し、他の人もそれを他人事とせず自分の事として、同じ失敗をしないような行動を心掛けます。

多くの人が修養に励むことにより、真の日本人になりきることが出来れば、健康で豊かな明るい家庭を築くことが出来、その明るい家庭が属する地域社会も争いのない明るい地域社会になり、明るい地域社会の集合体である日本も今以上に豊かで明るい、争いのない平和な国になることが出来ます。

真の日本人になりきるとは、例えば東日本大震災の時に国外から指摘された日本人の穏やかさ、譲り合いの精神や、中国の地震の時も日本人救助隊員の遺体に対して黙祷を捧げる姿などよその国の人達が感動してくれた日本人の姿や、政府のコロナ禍自粛要請にマスコミが感心するほど見事に対応した日本人の姿がまさに真の日本人の姿なのです。

そして峻厳なる修養を行じて、非常時だけでなく何時もこのような精神でいられることこそ真の日本人なのです。

これが小林法運先生・武田法得先生の遺された考え方です。

2. 事業の内容、方法

(1) 修養道場の運営（定款第4条第1項第1号）

修養道場所在地：静岡県駿東郡長泉町中土狩1007番地の1

（開催日）

8月を除く毎月10日より14日までの5日間と20日より24日までの5日間の計10日間、修養講演を行っています。

開催日以外は、講師・役員等により休講当番制を設け、連絡・防災・防犯等の管理に1年365日務めています。また、修養には先祖への感謝も含まれ、会員への手本として毎日茶湯香をしています。

（開催時間）

10日、24日、日曜、祝祭日、青年の日（年間5回）は午前10時から、それ以外の日は、午前10時30分からです。

（開講日のスケジュール）

青年の日を除き、午前中は会員の体験談（青年の日は青年部による座談会）、午後は13時から14時30分まで講師の修養講演、その後15時から質疑応答、16時頃終了です。

（注）

講師の人数は15人です。8月を除き、毎月10日間（年間110日間）1日2～4人の講師が修養道場で講演します。年間延人数にして約330人です。

会場の準備等は会員の奉仕活動により行っています。

会場の入り口に「誰でも聴講できます。聴講無料です。」と記載した掲示板を設置し、一般の人々の参加を呼び掛けています。

質疑応答における質問は会員のみで、午前中に受付で申込みます。

質問者に対して、教育勅語12の徳目その他道徳を基準として、基準に照らし何を反省すべきか等、心のあり方を指導しています。

質問者は質問事項が改善されたらお礼を言います。

お礼の場合も午前中に受付で申込みます。

会費は、正会員が月額300円、但し中学生以下の子供会員は月額100円、特別会員は月額500円です。

コロナ禍により当分の間開催方法等の変更があります。

(2) 修養講演会、座談会の開催（定款第4条第1項第2号）

全国に31分会を設置しており、各分会において原則として8月を除く毎月1回講師を派遣しての修養講演会、分会主催の座談会を開催しています。

（年間延べ修養講演会回数200回）

開催日のスケジュールは概ね2時間で、会員の体験談、講師の修養講演、質疑応答と、道場に準じた修養講演会を行っています。

会場については公的施設や会員宅を使用しており、会場費が発生する場合は領収書を以って実費精算します。

会場の準備等は各分会の会員の奉仕活動により行っています。

会場の入口に「誰でも聴講できます。聴講無料です。」と記載した看板を掲げ一般の人々の参加を呼び掛けています。

（各分会における修養会）

(地区)	(分会名)	(開催日)	(開始時間)	(開催場所)	(最寄駅)
東部地区	長野分会	第1日曜	13時00分	鳴澤分会長宅	しなの鉄道 田中駅
"	行田分会	毎月4日	13時00分	富士見児童交通公園	秩父鉄道 東行田駅
"	松戸分会	毎月5日	13時00分	南流山センター	つくばエクスプレス 南流山駅
湘南地区	横浜分会	毎月3日	13時00分	男女共同参画センター	東海道線 戸塚駅
"	戸塚分会	毎月3日	13時00分		
	(横浜分会と戸塚分会は合同開催)				
"	八王子分会	毎月4日	13時00分	樹珠寺	横浜線 片倉駅
"	鎌倉分会	毎月5日	19時00分	鎌倉学習センター	横須賀線 鎌倉駅
"	横須賀分会	毎月6日	13時00分	衣笠栄町町内会館	横須賀線 衣笠駅
"	逗子分会	毎月6日	13時00分	逗子文化プラザホール	横須賀線 逗子駅
"	港南分会	毎月6日	13時00分	杉田地区センター	京浜急行線 杉田駅
	(横須賀分会、逗子分会並びに港南分会は合同開催・会場は持ち回り)				
"	秦野分会	毎月7日	13時00分	南が丘公民館	小田急線 秦野駅
"	川崎分会	毎月26日	13時00分	労働会館	東海道線 川崎駅
"	鶴見分会	毎月26日	13時00分	成願寺	京浜東北線 鶴見駅
	(川崎分会と逗子分会は合同開催・会場は持ち回り)				
"	大磯分会	毎月27日	12時30分	高座渋谷学習センター	小田急線 高座渋谷駅
"	山北分会	毎月28日	13時00分	諸星分会長宅	大雄山線 大雄山駅
富士地区	富士宮分会	毎月1日	13時30分	浅間区公会堂	身延線 富士宮駅
"	富士分会	毎月2日	13時30分	富士駅北まちづくりセンター	東海道線 富士駅
"	富士根分会	毎月3日	13時30分	鷹岡まちづくりセンター	身延線 入山瀬駅
"	元吉原分会	毎月25日	13時30分	吉永まちづくりセンター	東海道線 吉原駅
"	吉永分会				
	(元吉原分会と吉永分会は合同開催)				
"	蒲原分会	毎月26日	13時30分	蒲原生涯学習交流館	東海道線 蒲原駅
"	西伊豆分会	毎月28日	13時00分	田子出張所	西伊豆東海バス 田子バス停
静岡地区	藤枝分会	毎月2日	10時00分	落合氏宅	東海道線 六合駅
"	島田分会	毎月2日			
"	吉田分会	毎月2日			
	(藤枝分会、島田分会並びに吉田分会は合同開催)				
"	静岡第3分会	毎月4日	10時00分	瀬名川公民館	東海道線 草薙駅
"	静岡第4分会	毎月4日			
	(静岡第3分会と静岡第4分会は合同開催)				
"	興津分会	毎月5日	10時00分	興津生涯学習交流館	東海道線 興津駅
"	清水分会	毎月5日			
	(興津分会と清水分会は合同開催)				
"	静岡第1分会	毎月7日	10時00分	葵生涯学習センター	東海道線 静岡駅
"	静岡第2分会	毎月7日			
	(静岡第1分会と静岡第2分会は合同開催)				

(3) 雑誌「修養」の刊行、修養図書の出版(定款第4条第1項第3号)

編集部にて、主に修養道場での修養講演や体験談、青年の日の座談会等の記録を

編集して雑誌「修養」を発行しています。

(年間3回発行、発行部数1回550部、B6版 約100頁、1冊300円)

(4) その他目的を達成するために必要な事業(定款第4条第1項第4号)

ア 青年部について

修養道場において年間5回の青年の日を設け、若者の修養にまつわる体験談や失敗談(克服した体験談も含む)を話しあう座談会を開催しております。

(青年の日の年間予定)

(開 催 日)	(担当地区)
令和 5年 4月23日	湘南地区
令和 5年 7月23日	静岡地区
令和 5年10月22日	富士地区
令和 5年12月23日	湘南地区
令和 6年 2月11日	静岡地区

湘南地区、富士地区、静岡地区の各地区に青年部を設置して、青年部主導の座談会を開催しています。

(各地区青年部座談会日程等)

(地 区)	(会 場)	(開 催 日)	(開始時間)
湘南地区	各分会持ち回り	奇数月29日	19時00分
富士地区	青年部員宅持ち回り	毎月第3土曜日	19時30分
静岡地区	葵生涯学習センター他	毎月第1土曜日	19時00分

イ 慈善の事業

修養道場所在地の長泉町社会福祉協議会に登録して、歳末助け合い募金、災害時義捐金の募集、古切手収集、その他を行っています。

歳末助け合い募金については恵まれない人たちのために募金活動をして、北海道の雨竜町、千葉県印西市及び道場の所在地である長泉町に寄付をしています

ウ 法要(法要とはインターネットで検索すると、死者に対する供養、一般的に法事と言われている。)の開催

修養には先祖への感謝が含まれ、その報恩の心を養うため、会員への手本として毎年、小林法運先生・武田法得先生の法要を開催するとともに、法要後半部分は、修養講演会を開催しています。

3. 財源等

(1) 財源

当法人は、会員の会費や寄付、無償の奉仕により維持されています。

・会員 正会員 月額 金300円

(但し、中学生以下の子供会員) 月額 金100円)

特別会員 月額 金500円

・雑誌「修養」 金300円

・会員数 1,300人

・講演会等の聴講 会員、会員外を問わず自由で、無料です。

(2) 事業に必要とする建物等の主な資産

次に示す貸借対照表の要旨は令和5年5月28日にホームページに公表された決

算公告

・貸借対照表の要旨（令和5年3月31日現在）（単位：円）

（科 目）

（資産の部）

流動資産	6,280,806
固定資産	339,117,727
基本財産	138,874,603
特定資産	163,883,397
	164,751,293
その他固定資産	35,491,831
（合 計）	345,398,533

（負債及び正味財産の部）

流動負債	4,933,726
固定負債	0
（負債の部合計）	2,372,067
一般正味財産	340,464,807
（基本財産充当額）	(138,874,603)
（特定資産充当額）	(164,751,293)
（正味財産の部合計）	340,464,807
（合 計）	345,398,533

基本財産は修養道場敷地1,184.77平方メートルです。

その他固定資産の内22,446,150円は鉄筋コンクリート造瓦葺二階建の修養道場建物528.84平方メートルです。

（修養道場所在地）

静岡県駿東郡長泉町中土狩1007番地の1

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公	1
------	---	---

(2) 事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	定款第3条及び第4条第1項第1号から第4号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
14	当法人が行う事業を実践して一人一人が修養に努めることにより、夫婦を中心に家庭内が明るく和やかになれば、その家族が属する職場、その家庭が属する地域社会も、自ずと明るく和やかになり、地域社会の集合体である日本国もおのずと明るく平和な国になります。これは、当法人の目的であり、政府が男女共同参画社会の形成により目指している、家庭生活の充実、職場の活気、地域力の向上の実現に資するものといえます。従って、当法人の行う事業は、男女共同参画社会の形成その他より良い社会の形成の推進を目的とする事業に該当すると考えます。
事業区分	

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。)

(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(3) 講座、セミナー、育成	1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。 4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	1. 当法人は、一人一人が修養に努め、明るく平和な家庭、社会を築き、国の発展に貢献することを目的としています。従って、この目的を達成するために行う修養講演会、座談会その他の行事は、不特定多数の者の利益の増進に寄与するものです。 修養講演会場においては、修養のための講演会である旨を看板等により明示しています。また、当法人が発行する雑誌「修養」においても、修養のための書物である旨が表現されています。 2. 各地域に31分会を設置し、8月を除く毎月1回(分会によって2回以上)講師を派遣して、修養講演会を開催しています。 この修養講演会場入り口には、どなたでも自由にかつ無料で聴講できる旨を記載した看板を掲げています。 3. 聴講者個人の心のありかたを問うものであるため、レベルの確認等は行っておりません。 4. 講師に対して報酬は支払っておりません。	

〔3〕 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注2）

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「〔参考〕公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。